

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

契約日が2021年1月2日以降となるご契約については、「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を
変更させていただきます。

誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



「ご契約のしおり」の記載をつぎのとおり変更します。

- 「I.ご契約に際して 4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」の表内「医療保障変更制度 しくみと特長」欄の記載について、つぎのとおり変更いたします。(波線部分が変更箇所になります。)

方法	図	しくみと特長	留意事項
医療保障変更制度		<p>● 現在の医療保険または入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を、保険期間タイプが終身タイプの「総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)」を含む新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ● 変更する前の医療保険または入院関係特約は消滅します。現在のご契約の一部を見直した場合、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。

- 「III.学資金などのお支払い 2 学資金などをお支払いできない場合」の「2.免責事由に該当する場合」の記載について、つぎのとおり変更いたします。

- 支払事由や保険料払込の免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、死亡給付金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

死亡給付金・保険料払込の免除		免責事由
死亡給付金		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)の故意
	死亡された場合	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約の責任開始期(復活または契約者の変更が行われたご契約においては、復活が行われた際の保険契約上の責任が開始される時および契約者の変更の際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時とします)の属する日からその日を含めて3年以内の契約者の自殺(※1) ● 後継保険契約者の故意
保険料払込の免除	所定の身体障害状態(※2) または要介護状態になられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者の故意または重大な過失 ● 契約者の犯罪行為 ● 契約者の精神障害を原因とする事故 ● 契約者の泥酔の状態を原因とする事故 ● 契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ● 契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ● 契約者の薬物依存(※3)

(※1)自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険料の払い込みを免除する場合があります。

(※2)複数障害により対象となる身体障害状態に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害が支払事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、保険料の払い込みを免除します。

(※3)「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I CD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

■「III. 学資金などのお支払い 2 学資金などをお支払いできない場合」につきのとおり「7. 死亡給付金を削減してお支払いする場合など」を新設いたします。

7. 死亡給付金を削減してお支払いする場合など

●戦争その他の変乱によって死亡給付金の支払事由または契約者の死亡による保険料払込の免除事由に該当した被保険者(保険料の払い込みの免除については、契約者)の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、死亡給付金を削減してお支払いすること、または保険料の払い込みの免除をしないことがあります。この場合、削減後の死亡給付金額は、責任準備金額を下回ることがありません。

●地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって契約者の所定の身体障害状態または所定の要介護状態による保険料払込の免除事由に該当した契約者の数の増加が、この保険の保険料の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、保険料の払い込みの免除をしないことがあります。

■「VI. 会社・制度のご案内 9 生命保険契約者保護機構」について、⚠ の記載をつぎのとおり変更いたします。
(波線部分が変更箇所になります。)



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

■こども学資保険（2018）普通保険約款について、第3条、第4条および第7条をつぎのとおり変更いたします。

第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）

この保険契約において支払う学資金、満期保険金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

学資金・満期保険金・死亡給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)		支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
学資金	被保険者が学資金の支払日に生存しているとき	基準保険金額	保険契約者	_____
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基準保険金額	保険契約者	_____
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表2の金額	保険契約者	保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)の故意により、左記の支払事由に該当したとき

第4条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則）

- 保険契約者の死亡後は、後継保険契約者を学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人とします。
- 学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人を保険契約者(第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者以外の者に変更することはできません)。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 被保険者が保険期間中に死亡した場合は、保険契約は、その死亡時に消滅します。
- 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。ただし、被保険者と異なる者。以下本項において同じ。)が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、保険契約の消滅については、保険契約者が先に死亡したものとして取り扱います。
- 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 第3条(学資金、満期保険金および死亡給付金の支払)の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金額を下回ることはありません。
- 学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金(第10条(保険料の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。

第7条（保険料払込の免除）

1. 次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する第10条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約の型が「A型」の場合

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(ア) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意
(イ) 保険契約者が、責任開始期以後、保険料払込期間中に、生まれて初めて悪性新生物（別表3）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき	
(ウ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (a) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (b) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (i) 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (ii) 先進医療（別表9）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。以下同じ。）	
(エ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (a) 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (b) 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (i) 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (ii) 先進医療（別表9）に該当する診療行為	
(オ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険料払込期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級から3級まである身体障害者手帳の交付があったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級から3級まである身体障害者手帳の交付があったときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 保険契約者の薬物依存

保険料払込の免除事由	免責事由
<p>(カ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの要介護状態に該当したとき</p> <p>(ア) 公的介護保険制度（別表10）における要介護2以上の状態（別表11）に該当し、要介護認定（別表12）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき</p> <p>(イ) 当会社所定の状態（別表13）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したとき</p>	<p>つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 保険契約者の犯罪行為</p> <p>(3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 保険契約者の薬物依存</p>

(2) 保険契約の型が「B型」の場合

保険料払込の免除事由	免責事由
保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	<p>つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき</p> <p>(1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺</p> <p>(2) 後継保険契約者の故意</p>

2. 保険契約者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定により保険料の払込を免除します。
3. 第1項第1号の保険料払込の免除事由の(イ)に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されたときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、保険料払込期間中に、保険契約者がその悪性新生物と因果関係のない悪性新生物と医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
4. 保険契約者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内（診断確定日からその日を含めて180日以内に保険料払込の免除の請求があった場合で、申出により保険契約を解除することができる旨を当会社が通知したときは、その通知した日からその日を含めて30日以内）に保険契約者からこの保険契約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
5. 保険契約者が責任開始期前に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されていて、保険契約者がこの保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際にその事実を知らなかった場合で、申出によりこの保険契約を解除することができる旨を当会社が通知した日からその日を含めて30日以内に保険契約者からこの保険契約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
6. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの保険契約の解除が行われる場合には、第4項および第5項の取扱は行いません。
7. 保険契約者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に第1項第1号の保険料払込の免除事由の(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する状態に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第1項第1号の規定を適用します。ただし、保険契約者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。
8. 保険契約者が複数障害により第1項第1号の保険料払込の免除事由の(オ)に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても第1項第1号の保険料払込の免除事由の(オ)に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。
9. 第1項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって第1項第1号の保険料払込の免除事由の(ア)または第1項第2号の保険料払込の免除事由に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。
10. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって第1項第1号の保険料払込の免除事由の(オ)または(カ)に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。

11. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第10条に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
12. 保険契約者が死亡し、第1項の規定により保険料の払込が免除されないときは、保険契約は保険契約者の死亡時に消滅します。この場合、当会社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更いたします。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）または総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）または総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

2021年1月版

契企[登] 16533-01